

放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究 報告書〔概要版〕

1. 本事業の概要

■ 事業の目的

- 放課後児童クラブの安定的な運営や質の向上に向けて、国では放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、放課後児童クラブ運営指針及び解説書を整備してきたところである。他方、第三者評価については実施を求めておらず、各自治体や放課後児童クラブ運営事業者等によって任意に行われている。こうした状況を踏まえて、本調査研究では、放課後児童クラブの安定的な運営や質の向上に向けて、**放課後児童クラブにおける第三者評価の策定方針あり方について検討**を行い、**放課後児童クラブにおける第三者評価基準案の策定**を行った。

■ 事業の内容

- 本調査研究では、放課後児童クラブにおける第三者評価について、「**共通評価基準**」、「**内容評価基準**」について、それぞれ「**評価の項目**」「**評価の着眼点**」「**留意点**」の**検討**を行い、**基準案を作成**した。基準案の策定にあたっては、有識者委員会（※詳細は右記をご参照）を開催し専門的な見地から集中的な議論を重ねた。また、実際に放課後児童クラブの現場で活用可能なように、現場に精通する学識有識者、放課後児童クラブ運営者・放課後児童支援員、評価者等を対象にしたインタビュー調査を実施した。

〔有識者委員会〕（敬称略）

氏 名	所 属
今井 遊子	社会福祉法人全国社会福祉協議会 政策企画部 副部長
岡田 賢宏	一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 理事
尾木 まり（座長）	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所 所長
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
水野 かおり	一般財団法人児童健全育成推進財団 事務局参事
結城 圭輔（オブザーバー）	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐
依田 秀任（オブザーバー）	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 健全育成推進室 児童環境づくり専門官

第1回（令和元年8月22日）、第2回（同9月27日）、第3回（同11月6日）、第4回（同12月16日）、第5回（令和2年1月7日）、第6回（同2月3日）、第7回（同2月12日）、第8回（同2月17日）、第9回（同3月9日）

2. 放課後児童クラブにおける第三者評価（案）

① 共通評価基準案

■ 基本的な方針

- 放課後児童クラブの第三者評価における共通評価基準について、「「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」（子発0326第10号 社援発0326第7号 老発0326第7号 平成30年3月26日）の共通評価基準をベースにしつつ、「評価項目」「評価の着眼点」について必要に応じて放課後児童クラブの実態を踏まえて追加・削除、表現の修正を行うという方針を定め、評価項目、評価の着眼点を作成した。

■ 策定にあたってのポイント

1）全体的な用語の修正

用語	修正方針
福祉施設・事業所（法人）、法人（福祉施設・事業所）、法人、福祉施設・事業所	- すべて「放課後児童クラブ」に統一する。 - クラブによっては運営主体が法人格を持っていない場合もあるため、「法人」は削除する。
福祉サービス	「放課後児童クラブ」と置き換えて意味が通じる箇所については、「放課後児童クラブ」とする。 - 置き換えると不自然な箇所については、以下2通りの対応とする。 ①「育成支援」に限定して解釈できる箇所⇒「育成支援」とする ②「育成支援」と「運営に関わる業務」の双方を含む箇所⇒「福祉サービス」のままとする
利用者等	- 基本的に「子どもや保護者等」とする。 - 内容によって、子どものみまたは保護者のみを対象とすることが適切と考えられる場合は、適宜「子ども」または「保護者」とする。
管理者	- 運営指針にあわせ、「運営主体」に統一する。 - なお、「運営主体」の定義として以下の注釈をつける。 - 本評価基準における「運営主体」とは、放課後児童クラブを実質的に管理・運営する責任者（事業の責任者等）を指す。
福祉サービス実施計画	放課後児童クラブでは個別の福祉サービス実施計画作成は求められていないため、すべて「育成支援の計画」に統一する。

2）個別項目の削除（適用除外）について

項目	修正方針
32 Ⅲ-1-(2)-③	放課後児童クラブの特性上、「クラブの変更」が想定されておらず、通所型事業のため、地域への移行も該当しないこと、また変更や移行があった場合にも引き継ぎ等を実施している放課後児童クラブは少ないため、本項目は放課後児童クラブには適用しない

3）個別項目における「評価の着眼点」の修正について

項目	修正方針
19 Ⅱ-2-(3)-③	【追加】「さまざまな職員が参加して、事例検討を実施している」
24 Ⅱ-4-(1)-②	【削除】「ボランティアに対して子どもや保護者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている」「学校教育への協力を行っている。」
25 Ⅱ-4-(2)-①	【削除】「地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どもや保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。」 【追加】「家庭での虐待など権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている」 【追加】「子どもの発達・生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等により、学校や、保育所、幼稚園等との積極的な連携が図られている」
31 Ⅲ-1-(2)-②	【追加】評価の着眼点：「特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ等について、把握確認し、放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等に分かりやすく説明し、情報交換をしている」
39 Ⅲ-1-(5)-③	【追加】「保護者等が災害により帰宅困難となった場合の対応方法が決められ、保護者等と共有されている」
42 Ⅲ-2-(2)-①	【削除】「アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている」「部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）が参加して、事例検討等に関する協議を実施している」
43 Ⅲ-2-(2)-②	【削除】「育成支援の計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。」

2. 放課後児童クラブにおける第三者評価（案）

② 内容評価基準案

■ 基本的な方針

- 放課後児童クラブ運営指針、放課後児童クラブ運営指針解説書の構成及び記載内容にのっとり、放課後児童クラブにおける育成支援の質に係る評価項目、評価の着眼点及び評価基準の考え方と評価の留意点の作成を行っている。
- 評価項目の作成にあたっては、放課後児童クラブに先行して作成されている福祉サービスの第三者評価基準（保育所、児童館、社会的養護関係施設等）も参考としている。なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に記載のある内容、放課後児童クラブ第三者評価の共通評価基準で触れられている内容については、基本的に内容評価基準では言及していない。
- 評価の着眼点及び評価基準の考え方と評価の留意点については、必要に応じて内容の追加・削除を行った。

■ 策定にあたってのポイント

1) 評価項目の作成

- 評価項目は計21項目となり、「A-1育成支援の内容」「A-2保護者・学校との連携」「A-3子どもの権利擁護」に分類する。
- 「A-1 育成支援の内容」については、主として放課後児童クラブ運営指針及び運営指針解説書「第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容」に基づいて構成の検討及び評価項目の作成を行っている。
- 「A-2 保護者・学校との連携」については、主として放課後児童クラブ運営指針及び運営指針解説書「第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容 4. 保護者との連携」及び、「第5章 学校及び地域との関係」に基づいて構成の検討及び評価項目の作成を行っている。
- 「A-3 子どもの権利擁護」については、社会的養護関係施設に係る福祉サービス第三者評価基準で設けられている同様の項目をもとに評価項目を設けた。

〔内容評価基準の評価項目の構成及び運営指針との対応関係〕

大分類	中分類・小分類（評価項目）	運営指針との対応関係
A-1 育成支援 の内容	A-1-(1) 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	
	A① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	第3章1. (4) ①⑨、第3章4.
	A② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	第3章1. (4) ②、第3章4.
	A③ 子どもの安全や生活の連続性を保障している。	第3章1. (4) ①、第6章2. (4)
	A-1-(2) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援	
	A④ 子どもが安心して過ごせる生活の場となるよう工夫している。	第3章1. (4) ②、第6章1. (1) . (2)
	A⑤ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	第3章1. (4) ③
	A⑥ 日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	第3章1. (4) ④
	A⑦ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	第2章 第3章 (4) ⑤、第6章1. (1) (2)
	A⑧ 子ども同士の関係を豊かにつくりだせるように援助している。	第3章1. (4) ⑤
	A⑨ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	第3章1. (4) ⑥
	A-1-(3) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援	
	A⑩ 障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	第3章2.
	A⑪ 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	第3章2.
	A⑫ 特配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	第3章3.
	A-1-(4) 適切なおやつや食事の提供	
	A⑬ 放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供している。	第3章1. (4) ⑦
	A⑭ おやつや食事提供時の食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するための対応を行っている。	第3章1. (4) ⑦、第6章2. (2)
	A⑮ おやつや食事に関する衛生管理を適切に行っている。	第6章2. (1)
	A-1-(5) 安全と衛生の確保	
	A⑯ 子どもの安全に関する環境を整備している。	第3章1. (4) ⑧、第6章2. (2)
	A⑰ 衛生に関する環境を整備している。	第6章2. (1)
A-2 保護者・ 学校との 連携	A-2-(1) 保護者との連携	
	A⑯ 保護者との協力関係を構築している。	第3章4. (2)
	A-2-(2) 学校との連携	
	A⑰ 学校との連携を図り、子どもの生活の連続性を保障している。	第5章1.
A-3 子どもの 権利擁護	A-3-(1) 子どもの権利擁護	
	A⑳ 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	第7章1.
	A㉑ 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	第7章1.

2) 評価の着眼点の作成方針

- 評価の着眼点は、有識者委員会における議論を踏まえ、放課後児童クラブ運営指針及び運営指針解説書の記載内容のうち、評価項目に関して、第三者（評価者）がある程度客観的に評価を下すことが可能な項目を中心に抽出を行った。
- なお、「A-2 保護者・学校との連携」における評価の着眼点については、「A-1 育成支援の内容」中の評価項目で既に触れられている、保護者・学校との連携に係る評価の着眼点との重複を避けて作成している。
- 「A-3 子どもの権利擁護」については、放課後児童クラブ運営指針及び運営指針解説書（主として「第7章 職場倫理及び社会的責任の職場倫理」）をもとに作成した。

3) 評価基準の考え方と評価の留意点について

- 評価基準の考え方と評価の留意点については、本調査研究では作成に至っていない。
- 今後の調査研究において評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針として、有識者委員会における議論を通して以下の観点を抽出したほか、各評価項目について、「関連する運営指針・運営指針解説書の記載」の抜粋、および「有識者委員会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点」の抽出作業を行った。

- ✓ 「評価の着眼点」に含めるまでの内容ではないが、留意する必要があるもの
- ✓ 評価者が実際に評価を行う際に参照すべき書類や場面、確認事項
- ✓ 評価の着眼点で用いられる用語等の補足・具体例の提示など
- ✓ 放課後児童クラブの多様性に鑑みて評価することを評価者に留意させるもの
- ✓ 評価項目間の相互参照関係
- ✓ 具体的な評価の下し方
- ✓ その他第三者が評価するにあたり必要となる情報